

4 東電協第 274 号
令和 5 年 1 月 16 日

会員各位

一般社団法人 東京電業協会
会長 西山 勉
調査部会長 船橋 哲也

電工及び現場代理人の労務費実態調査について（ご依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当協会の『電工及び現場代理人の労務費実態調査』は定期的な調査として毎年継続し、今回で 36 回目を迎えます。これも会員の皆様のご協力のおかげと感謝申し上げます。

この調査結果につきましては、機関誌「電業経営」への掲載を通して、会員の皆様へご報告すると共に、関係官公庁等の参考資料としてご活用いただいております。

つきましては、今回も引続き 2022 年（暦年）の労務費の実態調査を実施いたしたく、ご多忙中恐縮ですが、同封の調査票にご記入の上、令和 5 年 2 月 28 日までにご回答賜りますようお願い申し上げます。

特に電工につきましては、公共事業労務費調査と比較対照する資料となりますので、貴社の協力会社のデータを出来るだけ多くご提出いただけるよう特段のご配慮を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

調査票回答先 〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-7-8
(一社)東京電業協会 事務局担当 内藤
naito@todenkyo.or.jp
TEL03(3403)5181 Fax03(3402)5350

※本調査票（エクセルシート）等の電子データ希望の場合は、協会ホームページの

「協会からのお知らせ」一覧からダウンロードすることができます。

または、上記担当者宛てメールにて依頼ください。

「電工及び現場代理人の労務費実態調査」における 個人情報の取り扱いについて

■個人情報とは

「電工及び現場代理人の労務費実態調査」を通じて、東京電業協会が提供を受けた、氏名、事業所名、住所、電話番号、等の特定の個人を識別できる情報をいい、他の情報と照合することで識別することができる情報を含みます。

■個人情報の収集の制限

「電工及び現場代理人の労務費実態調査」を通じて個人情報を収集するときには、事務の目的を明確にし、その目的に必要な範囲の情報を収集します。

- ・「電工及び現場代理人の労務費実態調査」で収集する個人情報は、当協会会員会社及び協力会社の電工及び現場代理人の1年間の年齢別平均賃金の算出のために必要な情報です。

■個人情報の適切な管理

「電工及び現場代理人の労務費実態調査」を通じて収集した個人情報は、紛失や盗難、誤った利用などを防ぐために、適切に管理します。必要のなくなった調査票については、確実に、かつ、速やかに廃棄します。

- ・本調査では、調査票の調査対象者氏名欄に、氏名の代わりにイニシャルや記号を記入するようにしてください。

■個人情報の利用・提供の制限

皆様から提供いただいた個人情報は、調査目的の範囲内で利用いたします。個人情報は、調査目的以外の目的に利用したり、第三者に提供することはありません。

令和5年1月
一般社団法人東京電業協会
調査部会

2022年(暦年)労務費調査記入要領

1 調査の内容及び目的

本調査は、電工(内線工事に従事するもの)及び現場代理人の労務関係費の実態を調査するものです。調査の対象項目は、調査対象者1人ごとの年齢、経験年数、学歴、資格、年間労働日数、給料手当(賃金及び割増賃金等の1年分)と、法定福利費及び福利厚生費等の事業主負担額(1年分)等で、この外データの内容検証の為に健康保険料等の算出の基礎となる標準報酬月額も対象とします。

割増賃金等は業界の現場の実態を把握するためのものであり、事業主負担額は電工については、下請経費の一部を、現場代理人については現場経費の一部を構成するものであり、何れも事業経営、工事費積算あるいは発注者に対する要望等の資料として、会員の皆様にご利用出来るものであります。

なお、下請経費には、このほか協力会社の営業費(一般管理費等)及び労働装備費等(機械・運搬具、工具器具・備品その他)が加わりますが、今回の調査の対象外としております。

調査結果は、職種別に年齢に対する分析結果と経験年数に対する分析結果とに分け、「電業経営」に掲載し、会員の皆様に報告します。

2 調査対象者の資格等

調査対象者は電工(会員会社又は協力会社の内線工事に従事するもの)及び会員会社の現場代理人とします。なお、調査票は電工・現場代理人とも1社5名以上お願いいたします。

(1) 電工

電工は第二種電気工事士以上の資格を有するもので、年齢は20歳から65歳とします。

(登録電気工事基幹技能者に認定されている場合は資格欄に必ず印を付けてください)

(2) 現場代理人

現場代理人の年齢は25歳から65歳とします。

3 調査票の記入について

調査票の該当する箇所は「字句又は数字」を、□には「レ」印又は■を記入して下さい。

1. 氏名又は社員コード等の任意の記号	氏名の代わりに社員コード等の任意の記号あるいは番号を記入するようにして下さい(問い合わせの時、照合できるもの)。
2. 年齢	2022年の誕生日における満年齢を記入して下さい。
3. 現在職種	電工か現場代理人か必ずどちらかに「レ」又は■を記入して下さい。
4. 学歴	大学、高校、中学の何れかに「レ」又は■を記入して下さい。(中退は適宜に)
5. 経験年数	電気工事に係わる延べ経験年数を記入して下さい。
6. 資格	何れかに「レ」又は■を記入して下さい。重複しても結構です。

7. 年間労働日数
- (ア) 所定労働日数 会社が定めた就業規則によって算出して下さい。なお、現在の法定労働時間は1週40時間です。ただし、変形労働時間制を採用している場合は1週40時間とは限りません。
 - (イ) 有給休暇日数 会社が定めた就業規則により調査対象者が実際に取得した(行使した)日数を記入して下さい。
 - (ウ) 休日勤務日数 会社が定めた就業規則による休日に勤務を命じた場合に、別の日に振替休日を与えなかった日数を記入します。振替休日を与えた場合は、休日勤務にはなりません。
8. 標準報酬月額
- 法定福利費の検証に必要ですので、必ず記入して下さい。
9. 給料手当
(賃金)
- 公共事業労務費調査の調査項目に準じた科目です。
- ①は基本給に基準内手当(技能手当、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当等のように月額を定めて支給する手当)を加えた金額の年額を記入します。
 - ②は賞与など臨時給与の1年間の総額に実物給与(例えば通勤手当を定期券で支給する場合など賃金と見なされる現金以外の実物給与)の1年間の総額を加えた金額を記入して下さい。(参考資料1-1参照)
10. 給料手当
(割増賃金等)
- ①は割増賃金(いわゆる時間外手当、深夜割増手当及び休日出勤手当等)1年間の合計金額を記入して下さい。
 - ②は特殊手当等不定期に支給する手当の金額を記入して下さい。
11. 法定福利費等の事業主負担額
- 社会保険料等の事業主負担額について調査対象者の分を抜き出して計算の上、1年分の金額を記入して下さい。調査対象者が協力会社の場合は、その会社が負担した金額になりますので、念のため申し添えます。
- ③の企業年金基金掛金はその制度がある場合に限り記入して下さい。
- ★なお、平成15年4月の健康保険料等の総報酬制の導入により、賞与(ボーナス)にも健康保険料や厚生年金保険料等の事業主負担金がありますので、それらも忘れずに加算してください。(参考資料1-2参照)
12. 福利厚生費等の事業主負担額
9. 10. 11. の科目以外の福利厚生費の1年分の金額と退職給与引当金繰入額(総額を関係者の人数で除した平均額でも差し支えない)を記入して下さい。参考までに、建設業退職金共済制度の掛金等日額は現在 320円/日です。

令和5年1月
一般社団法人東京電業協会
調査部会
事務局担当 内藤
電話03-3403-5181

手当の分類及び実物給与について

(1) 手当の分類例

基準内手当	基準外手当
<p>毎日または毎月、所定の労働時間における労働、または一定の作業条件における労働に対して、原則として支払われた手当</p>	<p>毎日または毎月、一定していない手当で、通常の作業条件以外の労働に対して支払われた手当</p>
<p>家族手当 住宅手当 技能手当 通勤手当</p> <p>現場手当 都市手当 精勤手当など</p>	<p>危険手当 特殊作業手当 突貫手当など</p>

(2) 実物給与の例

- ・通勤定期券、回数券の実物支給・・・・・・・・・・実費を計上
- ・食事の実物支給・・・・・・・・・・実費を計上
- ・住宅の貸与・・・・・・・・・・実費の3分の1を計上

(注意) 食事と住宅について、一部代金を徴収した場合

(実費×1/3－徴収額)を計上

保険料・掛金の事業主負担額

等級		標準	事業主負担額 月額概算(円)					
健	年	報酬月額 (円)	報酬月額 (円)		健康保険料	厚生年金	企業年金	
					介護保険料含む	保険料	基金掛金	
保	金				56.2/1000 (R3.3)	91.50/1000 (R2.9)	31/1000 (R2.9)	
5	2	98,000	93,000 以上	101,000 未満	5,508	8,967	3,038	
6	3	104,000	101,000 "	107,000 "	5,845	9,516	3,224	
7	4	110,000	107,000 "	114,000 "	6,182	10,065	3,410	
8	5	118,000	114,000 "	122,000 "	6,632	10,797	3,658	
9	6	126,000	122,000 "	130,000 "	7,082	11,529	3,906	
10	7	134,000	130,000 "	138,000 "	7,531	12,261	4,154	
11	8	142,000	138,000 "	146,000 "	7,981	12,993	4,402	
12	9	150,000	146,000 "	155,000 "	8,430	13,725	4,650	
13	10	160,000	155,000 "	165,000 "	8,992	14,640	4,960	
14	11	170,000	165,000 "	175,000 "	9,554	15,555	5,270	
15	12	180,000	175,000 "	185,000 "	10,116	16,470	5,580	
16	13	190,000	185,000 "	195,000 "	10,678	17,385	5,890	
17	14	200,000	195,000 "	210,000 "	11,240	18,300	6,200	
18	15	220,000	210,000 "	230,000 "	12,364	20,130	6,820	
19	16	240,000	230,000 "	250,000 "	13,488	21,960	7,440	
20	17	260,000	250,000 "	270,000 "	14,612	23,790	8,060	
21	18	280,000	270,000 "	290,000 "	15,736	25,620	8,680	
22	19	300,000	290,000 "	310,000 "	16,860	27,450	9,300	
23	20	320,000	310,000 "	330,000 "	17,984	29,280	9,920	
24	21	340,000	330,000 "	350,000 "	19,108	31,110	10,540	
25	22	360,000	350,000 "	370,000 "	20,232	32,940	11,160	
26	23	380,000	370,000 "	395,000 "	21,356	34,770	11,780	
27	24	410,000	395,000 "	425,000 "	23,042	37,515	12,710	
28	25	440,000	425,000 "	455,000 "	24,728	40,260	13,640	
29	26	470,000	455,000 "	485,000 "	26,414	43,005	14,570	
30	27	500,000	485,000 "	515,000 "	28,100	45,750	15,500	
31	28	530,000	515,000 "	545,000 "	29,786	48,495	16,430	
32	29	560,000	545,000 "	575,000 "	31,472	51,240	17,360	
33	30	590,000	575,000 "	605,000 "	33,158	53,985	18,290	
34	31	620,000	605,000 "	635,000 "	34,844	56,730	19,220	
35		650,000	635,000 "	665,000 "	36,530	59,475	20,150	
36		680,000	665,000 "	695,000 "	38,216			
37		710,000	695,000 "	730,000 "	39,902			
38		750,000	730,000 "	770,000 "	42,150			
39		790,000	770,000 "	810,000 "	44,398			
40		830,000	810,000 "	855,000 "	46,646			
41		880,000	855,000 "	905,000 "	49,456			
42		930,000	905,000 "	955,000 "	52,266			
43		980,000	955,000 "	1,005,000 "	55,076			

注：上表は電設工業健康保険組合及び東京都電設工業企業年金基金の早見表の抜粋/概要

★ 上記月額その他、賞与(ボーナス)にも支給額の56.2/1000の「健康保険料」等事業主負担、91.50/1000の「厚生年金保険料」事業主負担等があります。

(令和5年1月現在)